

6. 施策の展開方針

(1) (基本施策1) 災害避難拠点・特定建築物の耐震化の推進

『(基本施策1) 災害避難施設・特定建築物の耐震化の推進』は、基本目標1を実現するための施策であり、具体的には以下の個別施策により、その推進を図ります。

① 災害避難拠点の確保

第1号特定建築物に指定されている東川小学校は、老朽化も著しいことから、プライムタウンづくり計画21-1に基づき、全町及び市街地部の災害避難拠点施設として建て替えを図ります。

その他、町が所有する第1号特定建築物の小中学校については、施設の老朽度や地震発生確率を見極めつつ、プライムタウンづくり計画21-1、東川町地域防災計画における避難施設の位置づけを踏まえ、順次、耐震診断の実施を検討します。

その結果を踏まえ、必要に応じ耐震改修工事を検討することとします。

■主な施策

- ・ 東川小学校の建て替えと災害避難拠点づくり
- ・ 町が所有する第1号特定建築物の耐震診断の実施
- ・ 町が所有する第1号特定建築物の耐震改修の検討

② 特定建築物の所有者の意識啓発

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対し、指導・助言、指示などを行うこととしています。

特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づき、耐震改修促進法に基づく所管行政庁（本町の場合は北海道）は、勧告または命令*を行うことができることとされています。

町としては、民間の特定建築物の指導、勧告を受けた民間の建物所有者などが求める場合は、北海道と連携し、必要に応じた助言、対応を図ることとします。

* 勧告または命令：49ページ参照

■主な施策

- ・北海道「耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対する指導」との連携
- ・北海道「建築基準法に基づく特定建築物の所有者に対する勧告又は命令」との連携

表 北海道が行う耐震改修促進法に基づく指導内容（所管行政庁：北海道）

対象	<ul style="list-style-type: none"> ■指導・助言対象 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所 : 2階・500㎡以上 ・小・中学校 : 2階・1000㎡以上 ・老人ホーム等 : 2階・1000㎡以上 ・一般体育館 : 1000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用建築物 : 3階・1000㎡以上（現行どおり） ・道路閉鎖させる住宅・建築物 ・危険物を取り扱う建築物 ■指示・立ち入り対象 <ul style="list-style-type: none"> ・一般体育館 : 2000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用建築物 : 3階・2000㎡以上 ・幼稚園・保育所 : 2階・750㎡以上 ・小・中学校 : 2階・1500㎡以上 ・老人ホーム等 : 2階・2000㎡以上 ・危険物を取り扱う建築物 : 500㎡以上
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定建築物台帳の整備 (2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すパンフレットなどを送付予定 (3) 指示・報告徴収または立ち入り検査
公表	特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。

* 建築基準法による勧告または命令
構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができる、とされています。

③ 北海道や関係団体との連携

北海道耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「(仮称)全道建築物等地震対策推進協議会」の設置を検討しています。

東川町においても、これら協議会と連携をとり、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化を進めます。

■主な施策

- ・「(仮称)全道建築物等地震対策推進協議会」と連携した各種施策の推進

(2) (基本目標2) 地震に強い住宅・建築物の確保

『(基本施策2) 地震に強い住宅・建築物の確保』は、基本目標2を実現するための施策であり、具体的には以下の個別施策により、その推進を図ります。

① 耐震改修に関する相談・情報提供体制の確保

近年、少子高齢化の進行や住民の高齢化、核家族化などが進行し、住民の価値観、ライフスタイルや住宅に求めるニーズは多様化しています。一方、耐震偽装や悪質リフォーム、アスベスト問題など、住宅に係わる社会問題も生じています。

これらの住民の住宅に関する悩みや問題に対応するため、町では、住宅に関する相談窓口を設置し、町民の住宅に関する相談を受ける体制をとっています。

住民の住宅相談の窓口の一本化、情報提供の一元化を図るため、この相談窓口において、住宅の一般相談やリフォームに関する相談に加え、耐震診断、耐震改修の相談にも対応することとします。また町のホームページを活用し、耐震改修に関する情報の提供を図ります。

一方、北海道では、建設部（建築指導課）、上川支庁（旭川土木現業所建設指導課）に耐震診断、耐震改修に係る耐震相談窓口を設置し、道民の耐震に関する相談に応じています。また、市町村職員などを対象に、公立学校施設の耐震化促進に関する助言、協力、研修会などを行う相談窓口を設置しています。

住宅の技術相談及び法律相談については、(財)北海道建築指導センターで専門家による相談、(社)北海道建築設計事務所協会による現地調査を含めた技術相談（有料）が行われています。また一般的な住宅情報の提供として、北海道が支援している「北の住まい情報プラザ」、「住まいのポータルサイトD○住まい」があります。

これら、北海道及び専門機関が行う相談・情報提供体制を紹介します。

■主な施策

- ・耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の設置
- ・町のホームページに耐震診断に関する情報を提供（リンク集など）
- ・北海道及び専門機関が行う相談窓口の紹介
（北海道建設部建築指導課、(財)北海道建築指導センター、
(社)北海道建築設計事務所協会（有料））
- ・北海道「北の住まい情報プラザ」、「住まいのポータルサイトD○住まい」の紹介

② 耐震改修、耐震診断を促進する支援環境の確保

住宅は個人の資産であり、耐震改修工事は、建物所有者の判断によって対応されるべきことです。一方、住宅は町民生活の基盤であり、地震災害時には倒壊など影響が大きいことから、耐震診断が必要かどうかの的確な情報の把握が耐震改修の普及にとって重要です。

耐震診断は、耐震改修を必要とするか否かを判断する重要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上や地震に対する不安解消が期待できます。

現在、北海道（上川支庁）は、建物所有者が保管している建築確認図書等による「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断（無料）」を実施しています。この耐震診断の利用を奨励します。

また、耐震改修を行う場合には、その費用に係る所得税、固定資産税を減税する制度があります。この活用を推奨します。

■主な施策

- ・ 上川支庁「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断（無料）」の紹介
- ・ 住宅耐震改修減税のための診断改修証明の発行
- ・ 住宅所有者等に対する耐震診断費用の助成の検討
- ・ 住宅等耐震改修費用の助成の検討

表 耐震改修税制

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

■ [所得税減税]

個人が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の区域内※において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。

※ 住宅改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・ 「地域における多様な住宅需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・ 「住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）」

■ [固定資産税]

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額する。

- ① 平成18年から21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額
- ② 平成22年から24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額
- ③ 平成25年から27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額

○ 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに、耐震改修促進法第6条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の10%の特別償却ができる措置を講ずる。

③ 耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり

宅地建物の取り引きをする際、取り引きの対象となる建築物について耐震診断結果がある場合、宅地建物取引業者が「重要事項説明」として説明することが義務づけられています。既存の住宅・建築物を売買する場合には、「重要事項」に耐震診断結果について記載があるかどうか確認することができます。

また、耐震性を満たす住宅は、住宅ローン減税等の税制特例における「築後経過年数要件」がありません。このような税法上の特例を活用して住宅ローンを組むことも重要です。

一方、北海道は住宅ローン減税の普及啓発に係る情報の住民や事業者への提供を行っており、町はこれら情報を紹介することにより、耐震性能を有する良質な住宅ストックの市場形成に努めます。

■主な施策

- ・ 専門機関が行う「建物取引時における耐震性能の情報把握、説明」の紹介
- ・ 北海道が行う「講習会等を通じた減税等制度の普及啓発等」の紹介

④ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性の確保

北海道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定しています。現在、町内にはこの道路が1路線（道道旭川旭岳温泉線の旭川界と役場の間の区間）あります。

本計画においては、北海道が定める路線に加え、旭川市方面、東川町方面、美瑛町方面について各1路線「地震時に通行を確保すべき道路」を指定します。

また、この路線は、東川町地域防災計画との整合を図ります。

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で一定の高さを持つものは、耐震改修促進法第6号第3号に規定する建築物（第3号特定建築物）として、耐震化の促進を図ることとしています。現在、町内には耐震改修促進法第6号第3号に規定する建築物はありません。

「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道については、今後とも緊急輸送活動の妨げとなる建築物が生じないように、一層の耐震性能の向上を図るとともに通行や輸送能力が妨げられないよう、沿道住民の意識啓発を図ります。

■主な施策

- ・「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の特定建築物に対する指導（所管行政庁（北海道））
- ・耐震改修促進計画において、重点的に沿道建築物の耐震化を推進する「地震時に通行を確保すべき道路」の指定

⑤ 地震被害に強い市街地整備、安全対策の推進

従来、住宅・建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生しています。

住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターなどの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、地震に伴う住宅・建築物の被害の軽減や安全性の確保を図るため、道路、公園、上下水道、公共施設など、市街地、都市的施設の総合的な安全対策を推進します。

■主な施策

- ・建築確認申請時における天井崩落対策の確認（所管行政庁（北海道））
- ・窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導
- ・広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知

(3) (基本施策3) 耐震改修、地震防災に対する住民意識の啓発

『(基本施策2) 耐震改修、地震防災に対する住民意識の啓発』は、基本目標2を実現するための施策であり、具体的には以下の個別施策により、その推進を図ります。

① 地震情報の提供

発生のおそれのある地震や被害の可能性など、地震情報を公表することにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図ります。そのため、地震防災マップ（北海道作成：地震揺れやすさマップ）の公表を図ります。

さらに、建築物、人的、建物被害など危険度情報や避難所、避難経路を記載した総合的な地震防災情報の公表を図ります。

■主な施策

- ・北海道作成「地震揺れやすさマップ」の公表
- ・北海道に対する「地震揺れやすさマップ」アドバイザーの派遣要請
- ・東川町地域防災計画関連資料の公表

② 地震防災対策のための意識啓発

住宅・建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知することとします。

北海道が作成した各種パンフレットを、セミナー、イベントなどを通じて住民に配布するとともに、特定建築物所有者を対象とした説明会開催などで配布するなど、建築物の耐震化について周知を図ります。

住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、一般向けにリフォームセミナー等の開催を検討します。

リフォーム工事や増改築は、耐震性能の向上を図る好機となることから、これらの工事とあわせて耐震化工事が行われるよう、所有者等に対するリフォームセミナー等の受講を促進します。

■主な施策

- ・リーフレット等を活用した所有者等への普及・指導の強化
- ・パンフレット等普及啓発ツールの配布
 - 「安心・快適リフォームのススメ！（北海道建設部建築指導課）」
 - 「誰でもできるわが家の耐震診断（財団法人日本建築防災協会）」
 - 「戸建て住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ（北海道建設部建築指導課）」
- ・一般向けリフォームセミナー等の紹介
開催者：北海道建築指導課、(財)北海道建築指導センター、(社)北海道建築士会、
(社)北海道建築設計事務所協会、(社)北海道マンション管理組合連合会、など

③ 防災活動との連携

地震防災対策は地域における防災活動との連携が重要です。

町内会等は災害時対応において重要な役割を果たしており、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、災害時に、自力では避難の困難な高齢者、障がい者、子ども、妊娠している方や転居して新しい方の把握や日頃からの助け合い、連絡体制づくりも重要です。

さらに、地域に根ざした専門家や地域防災計画における自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

町は、このような地域単位の取り組みを支援するものとし、地震防災情報の提供や町内会の要望に応じた説明会、相談会などの開催を図ります。

一方、学校などでは、防災学習、防災訓練が行われています。子ども達は東川町の将来を担う貴重な人材であり、将来、家庭や地域の防災活動の担い手ともなることから、子ども達を対象とした防災活動の導入を図ります。

■主な施策

- ・普及啓発ツールの住民、学校等への配布
- ・自主防災組織等の育成
- ・普及啓発ツールの作成や情報提供に対する北海道の支援要請

(4) (基本施策4) 耐震改修に係わる関連技術者の支援

『(基本施策4) 耐震改修に係わる関連技術者の支援耐』は、基本目標2を実現するための施策であり、具体的には以下の個別施策により、その推進を図ります。

① 耐震改修工法のための技術取得の支援

耐震改修工事の実施に際し、耐震改修工事を単独で検討するだけでなく、断熱性能の向上や増改築工事とあわせて行うことが、効率的です。また既存ストック重視の住宅政策を推進していくためには、耐震性能の向上をはじめとしたバリアフリー性や省エネルギー性など住宅性能の向上が求められます。

一方、近年、新築住宅の着工件数が減少していることから、リフォーム工事への進出を検討している事業者は増加していると考えられます。

このような状況のなか、建築技術者や事業者は、所有者等との信頼関係を構築したリフォーム産業の形成を図ることが求められています。

また、リフォームの際に景観や利便性などに着目するだけでなく、人命に直接影響する安全性を重視し、断熱性能の向上や増改築工事の機会を通じて、安全性を高めるためのリフォームの可能性を検討することも重要です。特に、景観や利便性などを追求するリフォームにより耐震壁を撤去するなど、安全性を損なうことがないように十分な配慮が必要です。

このため、建築技術者や事業者に対し、北海道が作成している手引きの紹介や講習会の情報提供を図ります。

■主な施策

- ・北海道（北方建築総合研究所）「耐震診断・耐震改修構法及び住宅・建築物の地震防災対策に関する研究開発情報」の紹介
- ・北海道「性能向上リフォーム講習会」の紹介
- ・北海道「性能向上リフォーム手引き」の紹介

② 耐震改修を担う技術者の支援

耐震改修工事は、建物構造、建築工法や地震について技術的知見を有する建築士等の専門家が行った耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、しかし、地元はもとより北海道全体でも住宅・建築物の耐震化に十分な技術・知識をもつ専門家は多くはありません。

そこで町は、北海道や地域の建築関係団体と連携し、技術習得と人材育成を目指し、専門家のための講習会の受講を促進します。

具体的には東川町在住の建築技術者と連携し、先進地視察、札幌市などの防災センター見学などについて、行政、地域住民、専門家などが共同で体験学習を行うことで、地域住民の意識を踏まえた専門家の育成と意識啓発、活動支援を図ります。

北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家について名簿などを公表しています。町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加と専門家の確保を図ります。

■主な施策

- ・耐震診断・改修技術講習会の紹介（関連情報の紹介）
- ・行政、地域住民、専門技術者による共同の体験学習、先進地視察
- ・北海道「講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）」の紹介

③ 住宅リフォームとの連携

昨今、訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴う消費者被害が生じ、社会問題となっています。

北海道は、消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図る方策として、行政、建築関係団体、消費者団体による「北海道住宅リフォーム推進協議会（以下、「協議会」という）を設置しています。

町は、北海道、協議会、「(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター」と連携し、相談窓口での情報提供等、適切なリフォームの推進を図ることにより、バリアフリー工事など、高齢化対応工事と連携した耐震改修の推進と専門技術者の活動支援を図ります。

■主な施策

- ・北海道リフォーム推進協議会「各種消費者保護サービス」の紹介